

関西労働者安全センター

関西労働者安全センター
2007. 6.10 発行〈通巻第370号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 激増！中皮腫・肺がん労災認定件数 2
- 環境省「石綿の健康影響に関する検討会」報告書を発表 6
- 請求・認定件数ともに増加、
2006年度脳・心臓疾患、精神障害の労災認定状況 12
- アスベスト報道ダイジェスト2007年5月 14
- 韓国からのニュース 15
- 2007年夏期一時金カンパへのご協力をお願い 19

5月の新聞記事から／18
表紙／石綿肺癌死亡者の出たソウル地下鉄公社へ石綿対策を求める
抗議キャンペーン(2006年6月)

激増！中皮腫・肺がん労災認定件数

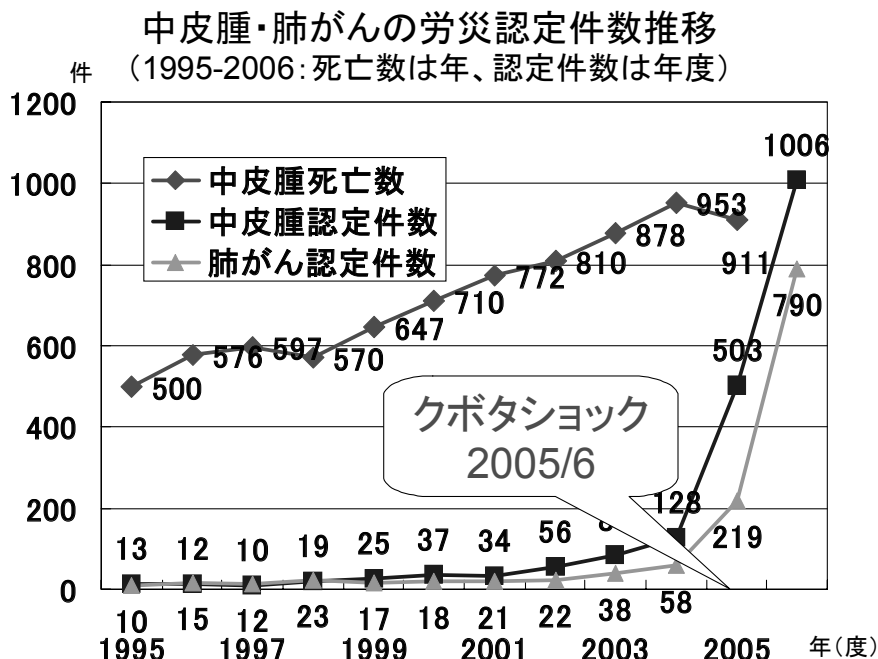
クボタショック後、過去の4倍 849件（～2004年度） → 3359件（05, 06年度）

2005年6月29日の「クボタショック」後、石綿被害への関心が一挙に高まり、中皮腫の労災認定基準の緩和などと相まって、石綿関連疾患の労災認定件数が急増した。民間労働者をカバーする労災保険（厚労省所管）の他に、国家・地方公務員、船員などは他の制度で労災補償が行われるが労災保険制度以外でも認定数が急増した。

厚労省は肺がん、中皮腫だけの集計数字

を公表しており、それによると、05、06年度の認定件数合計（支給件数）は2518件（肺がん1009件、中皮腫1509件）となる。

他方、労災保険制度では死後5年を経過すると時効で請求権を失うため、クボタショックまでは多数の被害者が時効で労災補償を受けられなくなってしまっていたため、2006年3月27日施行された「石綿



労災保険における肺がん、中皮腫の補償状況

労災保険		04年度	05年度	06年度
肺がん	請求	61	712	880
	支給	58	219	790
	不支給	3(4.9%)	64(22.6)	272(25.6)
中皮腫	請求	149	1084	835
	支給	128	503	1006
	不支給	3(2.3)	54(9.7)	139(12.1)
合計	請求	210	1796	1715
	支給	186	722	1796
	不支給	6(3.1)	118(14.0)	411(18.6)

における肺がんと中皮腫の労災保険ベースの認定件数は合計3359件（肺がん1281件、中皮腫2078件）となる。

2004年度までの認定件数は合計849件（肺がん354件、中皮腫495件）なので、つまり、クボタショック後のたった2年間の認定件数はそれ以前の、実に約4倍に達した。

石綿新法による時効救済

特別遺族給付金		06/3/27-07/3/31
肺がん	請求	
	支給	272
	不支給	292
中皮腫	請求	
	支給	569
	不支給	63
石綿肺	請求	
	支給	41
	不支給	3
対象疾病外	不支給	124
合計	請求	1453
	支給	882
	不支給	482

不支給対策が急務

認定件数の急増に伴って、不支給件数・率も大きくなっていて、労災保険の2006年度の不支給率は肺がん25.6%、中皮腫12.1%にのぼっている。時効救済においても同様の傾向が明かであり、認定基準を見直して、「救済されるべき被害が救済されるようにすること」が急務だ。

1) 肺がんについて石綿関連所見を厳しく求めていることを改めること（過去のことであることや医療上の制約で所見を提出できないために不支給とされる事例が多数にのぼっている）、2) 中皮腫について「原則曝露1年以上」を大幅に緩和するか削除することなどは早急に必要なことがある。

海外と比較しても日本の労災認定基準が制限的であることが指摘されており、認定基準を早期に改正して救済漏れをなくすることが急務だ。

新法では、極めて不十分な内容ながら、三年間の期限付きで時効救済策が取り入れられ、特別遺族給付金が支給されることになった。

この「時効救済件数」について、法施行時から06年度末までの集計で、合計882件（肺がん272件、中皮腫569件、石綿肺等その他41件）にのぼった。

したがって通常の労災保険での認定件数に時効救済件数を足すと、05、06年度に

業種別の肺がん・中皮腫認定件数

	1) 労災保険法						2) 石綿救済法			1)+2)		
	2005年度			2006年度			06/3/27-07/3/31					
	肺がん	中皮腫	計	肺がん	中皮腫	計	肺がん	中皮腫	計	肺がん	中皮腫	計
製造業	115	246	361	366	436	802	181	309	490	662	991	1653
建設業	88	213	301	361	486	847	72	205	277	521	904	1425
交通運輸業	0	4	4	5	6	11	0	1	1	5	11	16
貨物取扱業	6	10	16	24	20	44	4	16	20	34	46	80
卸売業、小売業	4	16	20	4	19	23	1	5	6	9	40	49
その他	6	14	20	30	39	69	14	33	47	50	86	136
合 計	219	503	722	790	1006	1796	272	569	841	1281	2078	3359

徹底した情報公開を

厚生労働省をはじめ認定当局は、一部を除いて、労災認定事業場名の情報公開を2005年度、2006年について停止している。それ以前のものは、クボタショック後に一斉に公開したが、それ以降の膨大な情報を隠しているのである。

厚労省が報道発表している「加工情報」からも、いくつかのポイントがみえてくる。

たとえば、業種別の認定状況をみると製造業から建設業に比重が移ってきているようである。造船や石綿製品工場といった特定の石綿取扱事業場に集中していたと思われる石綿被害が、確実に社会全体に広がっており、その傾向が強まっていると考

えることができる。

都道府県別に経年的に認定状況を整理してみると、特定の都道府県に集中していること、クボタショック前にはほとんど認定事例がなかったところでも「後」には相当数を認定していること、「後」の認定件数の割合が特に大きいところがあることなどがわかる。

したがって、さらに細かくみていくと様々な特徴的な問題が存在しているはずであり、そうした情報を認識し、分析することによって、より多くの被害の救済や予防につなげていけるはずである。

政府、企業は労災認定事業場名をはじめとする徹底したアスベスト情報の公開を行う社会的責任がある。これをサボタージュすることは許されない。

図解 あなたのまわりの

アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕

1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

石綿による肺がん、中皮腫労災認定件数
(都道府県別、期間別の件数、対人口100万人・年当り件数と順位)

No	人口 (2007年)	都道府県	1979- 2004 (A)	順	2005- 2006 (B)	順	1979-2006 合計 (A+B)	順	合計 対人口	順	クボタ ショック 後の割合 B/(A+B)
28	5,592,939	兵庫	138	2	281	3	419	2	2.676	1	67.1%
33	1,954,344	岡山	48	5	89	9	137	6	2.504	2	65.0%
42	1,466,512	長崎	16	14	85	10	101	10	2.460	3	84.2%
34	2,875,488	広島	45	6	128	5	173	5	2.149	4	74.0%
37	1,009,328	香川	19	12	38	16	57	17	2.017	5	66.7%
27	8,822,241	大阪	82	4	340	1	422	1	1.708	6	80.6%
35	1,483,531	山口	10	19	60	12	70	13	1.685	7	85.7%
29	1,416,323	奈良	26	9	34	18	60	15	1.513	8	56.7%
14	8,837,640	神奈川	143	1	224	4	367	4	1.483	9	61.0%
38	1,459,988	愛媛	11	18	36	17	47	19	1.150	10	76.6%
13	12,677,921	東京	83	3	307	2	390	3	1.099	11	78.7%
15	2,419,889	新潟	6	21	60	13	66	14	0.974	12	90.9%
21	2,104,361	岐阜	21	10	32	19	53	18	0.899	13	60.4%
40	5,055,777	福岡	33	7	90	8	123	8	0.869	14	73.2%
41	862,547	佐賀	6	22	14	30	20	27	0.828	15	70.0%
1	5,605,531	北海道	20	11	108	6	128	7	0.816	16	84.4%
30	1,028,424	和歌山	3	24	20	24	23	25	0.799	17	87.0%
22	3,793,153	静岡	15	15	61	11	76	12	0.716	18	80.3%
16	1,109,205	富山	1	31	19	25	20	26	0.644	19	95.0%
25	1,387,110	滋賀	2	25	23	21	25	22	0.644	20	92.0%
20	2,189,094	長野	9	20	27	20	36	20	0.587	21	75.0%
23	7,296,527	愛知	18	13	98	7	116	9	0.568	22	84.5%
44	1,206,174	大分	5	23	12	31	17	29	0.503	23	70.6%
36	804,849	徳島	1	33	10	33	11	35	0.488	24	90.9%
18	818,975	福井	1	34	10	34	11	34	0.480	25	90.9%
31	603,987	鳥取	1	37	7	40	8	40	0.473	26	87.5%
11	7,078,131	埼玉	30	8	54	14	84	11	0.424	27	64.3%
8	2,971,798	茨城	14	16	18	27	32	21	0.385	28	56.3%
4	2,354,992	宮城	2	26	23	22	25	23	0.379	29	92.0%
12	6,077,929	千葉	13	17	47	15	60	16	0.353	30	78.3%
7	2,080,186	福島	1	32	19	26	20	28	0.343	31	95.0%
32	736,882	島根	1	38	6	44	7	42	0.339	32	85.7%
24	1,867,696	三重	2	28	15	28	17	30	0.325	33	88.2%
26	2,644,075	京都	2	27	22	23	24	24	0.324	34	91.7%
39	789,688	高知	0	43	7	41	7	41	0.317	35	100.0%
47	1,368,137	沖縄	0	41	12	32	12	32	0.313	36	100.0%
46	1,742,965	鹿児島	0	40	15	29	15	31	0.307	37	100.0%
45	1,148,414	宮崎	1	36	8	39	9	39	0.280	38	88.9%
17	1,171,791	石川	0	42	9	38	9	38	0.274	39	100.0%
43	1,835,909	熊本	2	30	9	36	11	36	0.214	40	81.8%
9	2,015,105	栃木	2	29	10	35	12	33	0.213	41	83.3%
6	1,207,513	山形	0	44	7	42	7	43	0.207	42	100.0%
10	2,019,297	群馬	1	35	9	37	10	37	0.177	43	90.0%
2	1,423,425	青森	0	45	7	43	7	44	0.176	44	100.0%
5	1,134,033	秋田	0	46	5	45	5	45	0.157	45	100.0%
3	1,374,699	岩手	1	39	2	46	3	46	0.078	46	66.7%
19	881,071	山梨	0	47	1	47	1	47	0.041	47	100.0%
	127,805,594	合計	835		2,518		3,353		0.937		75.1%

環境省「石綿の健康影響に関する検討会」報告書を発表

尼崎クボタ周辺中皮腫多発を公害と認めぬ事務局原案に
委員から異論続出、結論まとまらず
泉南・尼崎・鳥栖「健康リスク調査」で石綿肺症状6名

5月28日、「石綿の健康影響に関する検討会」（以下、検討会）の10回目の会合が東京で開かれた。前回非公開で3月29日に開かれていた。

この検討会は、クボタショック後の2005年7月26日に開始されたが、当初、座長に指名された櫻井治彦中災防労働衛生調査分析センター所長が、過去に日本石綿協会顧問をしていた経歴がばれて座長を外されたいきさつがあった。

現在のメンバーは次の通り。

●内山巖雄（座長）京都大学教授（公衆衛生・環境保険）●浅野悟郎 尼崎市保健部長（行政）●神山宣彦 東洋大学教授（労働衛生工学）●島正之 兵庫医科大学教授（環境疫学）●祖父江友孝 国立がんセンター（がん検診・疫学）●中野孝司 兵庫医科大学教授（呼吸器内科）●平野靖史郎 国立環境研究所（健康リスク評価）●古川次男 佐賀県保健監（公衆衛生）●松下彰宏 大阪府健康づくり感染症課長（行政）●三浦博太郎 横須賀市立うまち病院副院長（呼吸器内科）

今回の検討会では、昨年度実施してきた次の各調査の報告書がまとめられることに

なっていた。

①大阪府・佐賀県における石綿の健康影響実態調査

中皮腫死亡者の石綿ばく露の実態を把握することを目的として、大阪府内及び佐賀県内での2003年～2005年の人口動態調査における中皮腫死亡者を対象に、遺族の協力を得た聞き取り調査、医療機関のカルテ調査及び石綿取扱い施設調査を行う。

②大阪府泉南地域・尼崎市・鳥栖市における石綿の健康リスク調査

一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があった地域（大阪府泉南地域・尼崎市・鳥栖市）において、石綿ばく露の可能性があった方を対象として、問診、胸部X線、胸部CT検査を実施し、医学的所見の有無と健康影響に関する知見を収集し、石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握する。

③石綿ばく露の疫学的解析調査（尼崎市）

2006年5月に取りまとめた「兵庫県における石綿の健康影響実態調査」の結果から、ばく露経路が特定できない中皮腫死

亡者が相対的に多いという特徴が見られた
尼崎市において、中皮腫の実死亡数と期待
死亡数との比である標準化死亡比（SMR）
を地域別に求めるなどの疫学的調査を実施
し、当時リスクが相対的に高かった特徴的
な地域の確認を行い、石綿ばく露に係る健
康被害の実態把握を行う。

①②については基本的に環境省事務局原
案が了承された。

しかし、②の大阪府の調査結果の中で、河
内長野市の旧・東洋石綿付近に在住歴があ
り、幼少時に工場内に立ち入り経験のある
中皮腫死亡男性が職業曝露歴を確認できて
いないにもかかわらず、本報告書では「職
域」に分類されていることがわかり、調査の
やり方、まとめ方に問題があるのではない
かということで、現在、大阪府、調査にあ
たった富田林保健所担当者と話し合いを遺
族と一緒にしている。他にも、同様な事例
があり、話し合いを申し入れている。

胸膜プラーク多数、 石綿肺確認

調査対象地域とされた大阪府は石綿取扱
工場が多く、中皮腫死亡者も全国一である。
泉南地域はかつて300の工場があった。
佐賀県鳥栖市は日本エタニット旧鳥栖工場
があり、尼崎市のクボタ旧神崎工場と同様
に青石綿を使用した石綿水道管を製造して
いた。（次ページ「表1 健康リスク調査
各地域結果の概要」参照）

②の結果を検討会でまとめた表をみてわ
かるように、職業曝露・間接曝露・家族曝露・

立ち入り曝露のどれも確認できなかった、
つまり、はっきりした石綿との接触のな
かった住民の受診者の中に、石綿曝露と関
連する医学的有所見者が確認された。

特に、石綿曝露の特異的所見とされる胸
膜プラークについては、泉南地域16人、尼
崎市11人、鳥栖市2人となっており、周辺
への石綿飛散があつて健康影響を与えるレ
ベルであつたことを示すものといえるだろ
う。検討会は、鳥栖市については数が少な
いことを理由に「石綿取扱い施設との関係は
確認できなかった」と表現したが、泉南地域
と尼崎市については胸膜プラークが「比較
的多く見られることが確認された」として、
両地域における石綿公害の可能性を公式に
確認した。

さらに、石綿肺であることを示す疑いが
濃厚である「肺野間質影」「胸膜下曲線様陰
影」が確認された人が各地域2人ずつおり、
泉南地域では石綿肺の症状の一つである円
形無気肺が2人確認されている。いずれの
地域でも、高齢者を中心に健康リスク調査
のための健診を受診していない人が多く、
そうしたなかでのこれだけ結果が出ている
ことは真剣に受け止める必要がある。

石綿新法の救済対象疾病に石綿肺を加え
ることなどは即時に実施されるべきで、そ
うしないことはまさに「行政の不作为」に他
ならない。

3地域については調査続行、さらに、岐阜
県羽島市（ニチアス羽島工場）、奈良県（ニ
チアス王寺工場（王寺町）、竜田工業（斑鳩
町））、横浜市鶴見区（エーアンドエー旧横浜
工場）が、今年度から調査対象地域となつ

表1 健康リスク調査 各地域結果の概要

	大阪府泉南地域	兵庫県尼崎市	佐賀県鳥栖市
調査対象者	① 平成2年までに泉南地域(岸和田市、泉南市、泉北町、田尻町、田尻町)に居住していた者 ② 現在、泉南地域に居住している者 ③ 平成17年度に大阪府と府内市町村で共同開催した「緊急肺がん検診」受診者(原則として泉南地域在住の方)	① 昭和30年～50年に尼崎市に居住していた者 ② 現在、尼崎市に住んでいる者 ③ 平成17年度から市で実施しているアスベスト検診受診者 ④ 他医療機関でアスベスト検診を受診した者 ⑤ その他、尼崎市で石綿ばく露の可能性があった者	① 昭和33年～81年に鳥栖市に居住していた者 ② 現在、鳥栖市に住んでいる者 ③ 平成17年度に市が実施した「石綿に関する健康相談等」において、要精密検査と診断された者 ④ 市が実施した平成18年度肺がん検診において、要精密検査と診断された者
調査方法	1 確認(府保健所において実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(府の財団法人が所有する検診車を利用し実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査	1 1次検査(尼崎市保健所において実施) ・問診 ・調査の同意 ・胸部X線検査 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査	1 確認(鳥栖市保健センターにおいて実施) ・問診 ・調査の同意 2 精密診断(指定医療機関において実施) ・胸部X線検査 ・胸部CT検査
読影	財団法人大阪がん予防検診センターにおいて、1次読影を行い、医学的所見を承認(医学的所見確認の一部は他の専門家が再確認)	指定医療機関において1次読影を行い、尼崎市・アスベスト対策専門委員会において、医学的所見を確認	指定医療機関で1次読影を行い、鳥栖市石綿健康対策専門委員会において、医学的所見を確認
調査結果 (平成19年度)	受診者数 平成18年11月から実施し、計309人受診 うち、対象居住期間に居住していた者 309人 上記309人中、 ア. 主に直接職歴の者 163人 うち、所見が見られる者 106人(胸膜プラーク80人) イ. 主に間接職歴の者 33人 うち、所見が見られる者 17人(胸膜プラーク12人) ウ. 主に家族職歴の者 37人 うち、所見が見られる者 16人(胸膜プラーク10人) エ. 主に立入ありの者 9人 うち、所見が見られる者 3人(胸膜プラーク2人) オ. 上記ばく露度が確認できない者 87人 うち、所見が見られる者 26人(胸膜プラーク16人) 胸水貯留 1人、胸膜プラーク 16人、胸膜下曲線様陰影 1人、肺野間質影 1人、円形無気肺 2人、肺野の腫瘍状陰影 5人、リンパ節腫大 7人、その他の所見14人(重複含む)	受診者数 平成18年8月から実施し、計110人受診 うち、対象居住期間に居住していた者 107人 上記107人中、 ア. 主に直接職歴の者 32人 うち、所見が見られる者 19人(胸膜プラーク13人) イ. 主に間接職歴の者 20人 うち、所見が見られる者 14人(胸膜プラーク6人) ウ. 主に家族職歴の者 10人 うち、所見が見られる者 5人(胸膜プラーク1人) エ. 主に立入ありの者 5人 うち、所見が見られる者 2人(胸膜プラーク1人) オ. 上記ばく露度が確認できない者 40人 うち、所見が見られる者 23人(胸膜プラーク11人) 胸膜プラーク 11人、胸膜下曲線様陰影 1人、肺野間質影 3人、リンパ節腫大 2人、その他 11人(重複含む)	受診者数 平成18年10月から実施し、計159人受診 うち、対象居住期間に居住していた者 151人 上記151人中、 ア. 主に直接職歴の者 69人 うち、所見が見られる者 36人(胸膜プラーク20人) イ. 主に間接職歴の者 19人 うち、所見が見られる者 7人(胸膜プラーク2人) ウ. 主に家族職歴の者 19人 うち、所見が見られる者 7人(胸膜プラーク2人) エ. 主に立入ありの者 7人 うち、所見が見られる者 0人(胸膜プラーク0人) オ. 上記ばく露度が確認できない者 37人 うち、所見が見られる者 8人(胸膜プラーク2人) 胸膜プラーク 2人、肺野間質影 2人、肺野の腫瘍状陰影 1人、リンパ節腫大 1人、その他 6人(重複含む)
	ばく露歴と医学的所見(注1) ばく露歴が確認できない者の所見		
	特記事項		

注)ばく露歴については、次のとおり定義する

- ア. 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者
イ. 上記アに該当せず、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者
ウ. 上記ア～イに該当せず、家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者や作業員を家庭内に持ち帰るなどによる石綿ばく露の可能性が考えられる者
エ. 上記ア～ウに該当せず、職場以外で石綿取扱扱い施設や吹き付け石綿の事務室等に立ち入り経験がある者
オ. 上記ア～エに該当しない者

た。いずれも、企業健診ですでに多くの有所見者が確認されている地域で住民運動が頑張っており、運動が行政を動かす形で健康リスク調査が実施されることになったものだ。

今後、行政が企業健診で得られた情報を利用しながら、きちんと調査を行っていくかどうかを注視したい。

環境省は素直に認めろ!

検討会でもめたのは、③の内容を巡ってだった。

クボタ周辺地区である尼崎市小田地区で女性の中皮腫死亡リスクが最高で6.9倍と推定されるなどとしたデータが示され、極めて注目すべき結果となった。

にもかかわらず、環境省事務局はいくつかの屁理屈をつけて次のように書いてきた。

「男性、女性とも小田地区のSMR値(注:標準化死亡比。全国平均とくらべて何倍の死亡リスクがあるかを示す)は高く、特に女性では全期間にわたり約3.0以上と顕著に高かった。中皮腫の多くは職業性であり全国的には男性の中皮腫死亡が女性に比べて多いにもかかわらず、同地区の女性のSMR値が高く、この地区の特殊性が確認される、しかしながら、上記の留意点を考慮すると、今回の数値は、一般環境経路による発症リス

クが高いことを直ちに示すものとはいえない。」

さすがに、検討会席上、環境曝露の可能性が否定できないとするべきではないか、という委員の意見が相次いで、原案は承認されなかった。

ところが、「中間とりまとめ」とタイトルを書き換えてHPに公表された報告書は上の下線部が「一般環境経路による発症リスクを示すものとはいえない」とより否定的に書き換えられ、最終節の「V 今後の取組」の中に「なお、今後、さらに視点を変えた分析の可能性について検討することとし、今回の報告書は中間とりまとめとした。」という一文が挿入された。

中皮腫 死亡率最大70倍 クボタ旧工場地区 尼崎居住の女性

兵庫県尼崎市の小田地区に住んでいた女性が石綿(アスベスト)関連がんの中皮腫で死亡する率は、最大で全国平均の70倍近いことが環境省の調査で分かった。同省が28日開いた「石綿の健康影響に関する検討会」に報告した。同地区には石綿を扱っていたクボタ旧神崎工場があり、検討会は因果関係をさらに分析することを決めた。検討会

では(大気など)一般環境経路で住民の発症リスクが高まったことを否定できないなどの意見が出された。(27面に解説) また、尼崎市と大阪府、東南海域、佐賀県鳥栖市、石綿を大量に吸わないと発症しない石綿肺が疑われる一般住民が計6人いたことも報告された。一般住民の石綿肺は石綿救済新法に基づき、救済対象となっており、問題になりそうだと。尼崎市の調査は、同工場で毒性の強い青石綿を使っていた時期にほぼ重なる1955〜74年に居住歴がある住民を対象。居住地区や期間、性別ごとに02〜04年の中皮腫による死亡率を算出した。その結果、小田地区の女性の死亡率は居住歴にかかわらず極めて高く、全国平均に比べ20.6倍、68.6倍だった。同地区の男性も全国平均の10.6〜21.1倍となった。

【おまけ】「ひと」発信箱「万能川柳」は6面に掲載しました。

石綿「やはり公害」



一の片岡明彦・事務局次長(右)は東京都千代田区で、検定会終了後、記者会見に応じる関西労働者安全センタ

「もはや公害としか言えない」。クボタ旧神崎工場など、石網関連工場が集まっていた兵庫・尾崎地区で、工場周辺に住んでいた女性の皮腫もまた死亡率が際立って高いことが、28日公表された環境省の調査で裏づけられた。各地の被害者たちは、ショックが広がり、ななか、支援団などには、後手に回ってきた国の救済制度の充実を改めて訴えてきた。

――一面参照

救済拡大「法改正を」

べらぼうに高い数字。この日、石橋の健康影響に関する検討会を傍聴した「関西労働者安全センター」の片岡明彦・事務局長次は、終了後に開いた記者会見で感想を述べた。「家にいるこ

めた奈良県立医科大学の車谷典男教授は、異なる調査方法でも、クボ平と上の結果は、ほぼ等しい」と指摘する。

果、継続して調査すべきだと指摘する。

尼崎市内、車谷教授の

代表(66)は、今回の調査は打つてはもたぬ、調べるだけではないと断り、起す調査をすべきだと訴える。地元の石臼開運連工場は従業員が10程度の零細企業が多く、いずれも転廃業しているを求め、企業側には調査や権力を求めるのは困難なためだ。

地所から出てきて石臼開運寺(奈良県主町)

環境省はさらに情報を集めるため、石臼連施設があった奈良県・横濱市青見区、岐阜県羽島市で今年度内に周知調査に対する健康リスク調査を実施。健康格差が指摘されているニチエス主

も婦肺の初期症状が見についた。

とが多い女性の死亡率がここまで高いのは、環境暴露と考えるのが自然だ」とも語った。

調査数値を上回り、予想以上に多い数字」（保健企画課）と危機感を強める。今後、小田地区を中

予想超す数字

クボタと周辺住民の交

夢を取り持って来た厄崎
 労働者安全衛生も「タ
 ーの飯田造事務所も」数
 々の大きさに愕然とし
 ると驚く。少々たゞ
 も公書被害者等第1補
 償を受けるべきだ。これ
 を公書と言わず何とい
 うのか」と憤った。

今回の調査結果について
 クボタは「改竄石臼
 綿紙の実態を正確に
 けして居る。今後石臼
 綿紙取り扱ってきた企
 業の社会的責任とし誠
 意償戻していきたく」と
 コメントした。

被害者皆調査を

被害者調査を

一方、大阪府泉南地域で支援活動を続ける「泉南地域の石綿被害と市民の会」の柚岡一禎・世話

連日働いた後、出身地に帰った労働者もあり、石棉被害を受けたことを知っている人も少なくないといわれる。「市民による調査では限界がある」

の元従業員らでつくる「ニチアス・関連企業被害者労働組合」の由緒長い委員長は「結果は前年予測できた。中皮腫肺がんだけでは救済対象が小さすぎるし、被害者

は高齢で残された時間は少ない。すぐにでも法改正に動いてほしい」と切望した。

弁護団副団長の村松昭夫
大阪じん肺アスベスト
弁護士は、「救済対象の中
皮膚と肺がに限らず石
綿新法が十分だったこ
とが調査で証明された」
と説く。新法では、じん
肺の一種で呼吸が困難
になる石綿肺は救済対
象外。だが、泉南地区で
実施された05年秋の健
康検診で、石綿関連工
場の従業員やその家
族ら83人中40人に
石綿肺がその疑い
があり、今回の調査で

事務局は「座長と事務局に一任された」と言い張るが、検討会での議論を踏まえない環境省の引き回し以外の何物でもない。こうした引き回しに対して、検討会の各委員は見解と責任を明らかにするべきだろう。

私たちは行政当局が、あまりにも明かな尼崎クボタ石綿公害の因果関係についての結論をあいまいにし、引き延ばすことを、いかなる理由があろうと容認することはできない。

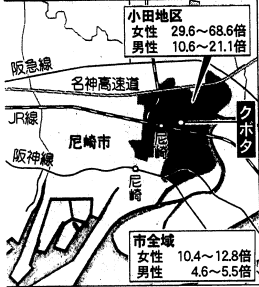
また、中皮腫だけではなく、肺がんについても調査するべきであるという意見も強く出されたにもかかわらず、環境省事務局の消極姿勢が目立った。

この検討会は国レベルの、専門家の入った重要な会議であり、尼崎をはじめ各地元からも行政、専門家が参加しており、被害者側としては傍聴はもちろん、様々な働きかけや意見表明をしていくことが重要だ。

神戸新聞 2007年6月30日 第3版

(第3種郵便物認可)

2002-04年の尼崎市小田地区の
中皮腫発症リスク 環境省調査



クボタ石綿禍 中皮腫発症「高リスク」

宙に浮いた疫学調査

尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で、住民の asbestos (石綿) による健康被害が明らかになって2年になる。この間、住民を対案にした疫学調査によって、旧神崎工場があった小田地区では、中皮腫発症リスク(危険性)が最大で全市平均の六十九倍という数字がはじき出された。しかし、調査を受けて開かれ

「69倍」国検討会認めず 国賠請求訴訟を警戒か

疫学調査は環境省が尼崎市長に委託。二〇〇一〇四年の中皮腫死亡者からリスクを算出した。

■委員ら反発

尼崎市全体でみると、男性が全市平均の四・五・五倍、女性は〇・四・二・八倍。行政区域別でみると、旧神崎工場があった小田地区が最も高く、女性は元・六・六・八・六倍、男性は六・六・六・八・六倍。環境省は「数字には自信を持っている。小田地区の六十九倍は一般大

から五年以内の見直しをうたう石綿健康被害救済新法の基礎資料となるが、検討会事務局の環境省(石綿健康被害対策)は「検討会の最終報告については、出さずとも分かる」といっている。(中野 剛)

■肺がん調査

検討会では中皮腫の調査に加えて、肺がんのリスク調査が議題に浮上した。しかし、調査を委託される地元は尼崎市が難色を示している。

これに対し、委員からは「環境省は、尼崎の被害者が国の管理責任を問う損害賠償請求訴訟を起こされた場合を考えると、高いリスクを示す調査結果が証拠として採用されると、国が不利になる」という。検討会の調査は、施行

尼崎旧神崎工場周辺

た専門家に委ねた検討会では、数字が示す高いリスクを認めず、「特殊性が認められる」との表現にとどまった。事務局を務める環境省の強い意向を反映したもので、委員からは環境省は、住民が国家賠償請求訴訟を起こした場合への影響を配慮している」との面がうかがえる。(一面参照)

請求・認定件数ともに増加

2006年度脳・心臓疾患、精神障害の労災認定状況

厚生労働省は、5月16日「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況（平成18年度）について」を発表した（詳細は厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0516-2.html>を参照）。

脳・心臓疾患と精神障害等のどちらも、請求件数・認定件数ともに増加した。とりわけ、精神障害等では、請求件数が163件（24.8%）増加し、決定件数、支給決定件数もそれぞれ158件、78件増加した。

近年、業務で過労状態であったために発生したと思われる痛ましい交通事故のニュースや、業務上の理由で自殺したと思われる事件のニュースが頻繁にあり、労働安全衛生の状況がますます悪くなっているのではないと思われる。それらの傾向が、今回発表された数字にもはっきり表れているのではないだろうか。

にもかかわらず、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定率は非常に低く、これまで厚生労働省によって発表された各年度の支給件数を請求件数で除して計算すると脳・心臓疾患が38～42%ぐらいを推移し、精神障害では19～30%ぐらいであった。

しかし、今回の発表で厚生労働省は、これまで発表していなかった決定件数を過去5

年間分公表し、不支給件数がわかったため、認定件数を決定件数で除した認定率を求めることができた。そうして、新たに計算し認定率は、脳・心臓疾患が40～44%、精神障害が28～33%だった。これまで考えていた認定率よりも若干上がったが、やはり依然として低い認定率である。また、取り下げ分なども含むであろうが、請求件数より決定件数を差し引いた件数が脳・心臓疾患で、昨年は120件、過去5年間の累計で455件、精神障害で昨年は212件、累計で670件あるのも気になるところである。今後これらの案件をどのように解消する予定であるのだろうか。

また、その他の特徴としては、脳・心臓疾患においては運輸業が多いのが特徴で、運輸業97件、卸売・小売業74件、製造業39件、建設業37件の順である。職種では、運輸・通信従事90件、管理職53件、専門技術職と技能職が同じ44件、販売職37件など。年齢では、50歳代が141件、40歳代104件、30歳代64件、60歳以上35件、20歳代11件で50歳代が多い。

精神障害では、業種別でその他の事業が44件と一番多く、製造業が38件、医療・

表1 脳・心臓疾患の労災請求・認定件数

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
脳・心臓疾患	請求件数	819	742	816	869	938
	決定件数	785	708	669	749	818
	支給決定件数	317	314	294	330	355
	不支給件数	468	394	375	419	463
	未決定等件数	34	34	147	120	120
うち死亡	請求件数	355	319	335	336	315
	決定件数	379	344	316	328	303
	支給決定件数	160	158	150	157	147
認定率		40.4%	44.4%	43.9%	44.1%	43.4%

表2 精神障害等の労災請求・認定件数

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
精神障害等	請求件数	341	447	524	656	819
	決定件数	296	340	425	449	607
	支給決定件数	100	108	130	127	205
	不支給件数	196	232	295	322	402
	未決定等件数	45	107	99	207	212
うち死亡	請求件数	112	122	121	147	176
	決定件数	124	113	135	106	156
	支給決定件数	43	40	45	42	66
認定率		33.8%	31.8%	30.6%	28.3%	33.8%

福祉27件、運輸業と卸売・小売業が20件、建設業19件、職種では専門技術職が多くて60件、事務職34件、技能職33件、管理職24件など。年齢別では、30歳代が83件とダントツに多く、20歳代38件、40歳代36件、50歳代33件と若い年代に多いのが特徴である。

とにかく、脳・心臓疾患と精神障害の労災認定率は低く、それは疾病の場合、業務との因果関係の判断が難しいためばかりとはいえないだろう。労災請求をするからには、長時間労働や業務上のストレスといった心当たりがあるということであろうし、そのうちの6－7割が加齢や本人の性質の弱さ、業務以外のストレスが原因であると

というのは、やはり、納得がいかない結果である。つまり現行の認定基準が現実に合致していないのは明らかである。

厚生労働省には、認定基準の見直しを今後も求めている。



アスベスト報道ダイジェスト 2007年5月

5/3 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 奈良支部のメンバーら約15人は、JR王寺駅前で、ニチアス王寺工場と竜田工業に公開説明会開催を求める街頭署名活動を行った。

5/8 ニエアスと子会社の元従業員の石綿による死者が238人に達した。同社関連工場の周辺で石綿関連がんになり、救済金制度の対象となった住民は6人（うち死者3人）。06年度の石綿がんで死亡した元従業員は、鶴見工場5人▽王寺工場11人▽羽島工場11人など計35人。じん肺も含めると47人、76年以降の死者は203人となった。このほか療養中の元従業員は27人。竜田工業の死者が計29人になったほか、別の子会社の元従業員も6人確認。また、6人が療養中。

クボタ旧神崎工場などの近くで長年働くなどし、中皮腫で亡くなった男女2人の遺族計4人が、クボタと国を相手取り、総額1億1500万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁に起こした。

アスベストによる健康被害問題で、奈良県が実施している健康影響実態調査の見通しが立たなくなっていることが、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部と県の交渉で明らかになった。県が申請した「死亡小票」目的外の使用許可を、国が7カ月以上たっても許可しないため、調査に着手できていない。

5/9 神奈川県横浜須賀市の米海軍横須賀基地に勤務し中皮腫になり、労災認定を受けた日本人従業員が、雇用主である国に約8650万円の損害賠償を求める訴訟を横浜地裁横須賀支部に起こした。アスベスト被害で現役基地従業員が提訴するのは初めて。後日19日に原告の男性は死亡し、現役の従業員では初の死者となった。

5/11 クボタは旧神崎工場などのアスベスト関連で死亡した同社社員と元社員、周辺住民の累計が3月末現在で251人に達したと発表。死者の内訳は、周辺住民127人、元従業員や従業員が124人。

中部電力浜岡原子力発電所でアスベストを含む設備のメンテナンス作業員として働き、05年に悪性中皮腫で死亡した静岡県御前崎市の男性の遺族3人が、アスベスト対策を怠ったとして中部電力など計3社に約1億円の損害賠償を求める訴えを静岡地裁に起こした。

5/14 「全造船機械労組アスベスト関連産業分会」に加入する、アスベスト被害に遭った従業員の遺族4人と元従業員3人が、事業主の山陽断熱を訪れ、当時のアスベストの使用状況や安全対策の説明、被害に対する謝罪と補償などを求める申し入れ書を提出した。

5/15 防じんマスクなどの安全対策をとらず、作業員にアスベストの除去をさせたとして、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）違反などの罪に問われたミヤキと同社の元社長、の控訴審判決が名古屋高裁金沢支部であり、同社に罰金120万円▽社長に懲役2年執行猶予3年、罰金120万円とし

た1審金沢地裁判決を支持、被告側控訴を棄却。

5/18 アスベストの被害で、日韓の遺族、支援団体、医師、労組関係者による「石綿問題解決のための日韓共同シンポジウム」がソウル大医学部で19日までの予定で始まった。

5/19 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の会長、斉藤文利さん69歳が悪性胸膜中皮腫のため死去。

5/20 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部の発足1周年の集い「石綿問題は終わっていない！」を開き講演などをおこなった。同支部は昨年5月21日に発足。ニチアス王寺工場と子会社竜田工業の周辺で中皮腫の死者が出たことについて、両社や県に被害実態データ公表や原因究明を求めてきた。

旧国鉄時代に車両の修理などでアスベストを吸い込み、中皮腫や肺がんになり、業務災害と認定された元職員らが77人に上っていることが国鉄清算事業本部の調査で分かった。77人のうち48人が既に死亡。ほかに業務災害申請で不認定になった人が47人いた。現在審査中も65人。「健康管理手帳」は4月末で146人が受け取っている。

5/24 大阪の泉南地域のアスベスト被害問題で、地域最大規模の工場だった旧三好石綿工業の元従業員やその遺族ら約20人が、「工場の石綿で健康被害を被った」として、同社に補償を求めることを決めた。6月4日に申し入れ予定。

5/26 神戸港の元港湾労働者らが集会を開き、「港湾のアスベスト被害者の会」を結成した。石綿の被害者に対し、健康管理手帳の取得などを支援するほか、業界や国に謝罪や補償を求める。同会は、国労関連会社OBで作る「国労年金者組合神戸国連絡会」を中心に65人で構成。

5/28 ビル改装工事で排出されたアスベスト約250キロを横浜市内の路上に投棄したなどとして、神奈川県警生活経済課は塗装工ら2人を廃棄物処理法違反の疑いで逮捕した。

環境省は「石綿の健康影響に関する検討会」でクボタ旧神崎工場周辺の住民のアスベストによる健康被害について、中皮腫による住民の死亡率が最大で全国平均の約69倍だったとする調査報告をまとめた。検討会では「（大気など）一般環境経由で住民の発症リスクが高まったことを否定できない」などの意見が出された。また石綿の健康被害のリスク調査を奈良県、横浜市鶴見区、岐阜県羽島市で始めることも決めた。

5/31 岡山産業保健推進センターが、アスベスト除去現場で使う防じんマスクの装着実態の調査結果を公表。マスク内の空気にとどれだけアスベストが含まれているかを測定し「漏れ率」として算出した。結果は平均3-5%台を示し、不適切なマスク装着で作業員がアスベストを吸い込む危険を高めていることが分かった。

韓国からのニュース

■麗水（ヨス）産業団地の建設労働者、石綿肺癌で労災不承認

麗水産業団地で17年間足場工として仕事をし、昨年肺癌3期の判定を受けたイ・ジェビン(50)氏の労災承認申請に対して、勤労福祉公団が30日不承認の決定を出した。

イ氏は『足場』を組み立てたり解体する作業をしていたが、石綿を含んだ保温材の粉塵が飛ぶ現場で、使い捨てのマスクさえ着用しないままで作業をしていたことが分かった。また、プラント現場の定期修理期間には、機械や配管の撤去作業を主にしながら、パイプに残っている保温材の粉塵などを吸い込んで仕事をしていたことも分かった。

イ氏が肺癌にかかったという知らせを聞いて、麗水建設労組は昨年6月、勤労福祉公団に労災の承認を申請した。労組は2004年まで麗水産業団地で石綿関連の製品が使われたという疫学調査結果を根拠に、『業務上災害』であると主張した。しかし、公団は労組が労災を申請して1年になっても労災承認の有無の決定を出さず、30日に労災不承認の決定を出した。公団は「雇用記録、作業記録などが残っておらず、業務との関連性が微弱だ」という理由を挙げ、石綿肺癌が職業病ではないとした。

公団の労災不承認決定に対して麗水建設労組など労働界の反発が大きくなっている。いつまで石綿の被害者を放置しておくのかという、怒りが出始めたのである。特に、建

設足場工の場合、この間に石綿肺癌が労災と認定されたケースが一件もなく、イ氏の労災認定の可否に期待をかけていた労働界は、失望を越えて虚脱感すら見せている。チェ・ミョンソン建設産業連盟政策部長は、「建設現場での石綿使用を推奨した政府が、石綿による労働者の職業病は無視している」として、「速やかに石綿被害対策を準備した先進国のケースと全面的に対比される事例」とであると批判した。

麗水建設労組は労災不承認が決定される一日前にあたる29日、公団の麗水支社で労災認定を求めて座り込みを行ったのに続き、30日には労災の不承認決定を糾弾する集会を行った。

「人民の声」2007年05月31日

■「韓国政府には、石綿対策樹立の意志があるのか？」／韓一日労働健康団体が共同声明『建設労働者の石綿肺癌に労災認定』を要求

韓国と日本の労働健康団体が、麗水産業団地で働いていて肺癌にかかったイ・ジェビン氏の労災認定を求めた。日本の「石綿対策全国連絡会議」と「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」、韓国の「民主労総」、「源進労働環境健康研究所」、「環境運動連合」など19団体は、30日に共同声明を出して、「韓国政府は建設労働者に対する石綿総合対策を樹立せよ」という声を合わせた。

ヨス産業団地で約17年間仕事をして来た蔦職イ・ジェビン(50歳)労働者の場合も、足場を設置し解体する過程で、石綿が含まれている保温材等の粉じん現場で、使い捨てマスク一つなく仕事をして来た。また、いわゆるプラント現場のシャットダウン(定期保全工事)期間には、機械撤去及び配管パイプライン撤去作業を主にしながら、パイプに残っている保温材などをそのまま吸い込むように被って仕事をして来た。このような過程で遂に、2006年肺がん3期Aという青天の霹靂のような判定を受けることになったのである。しかし疫学調査過程で、ヨス産業団地で2004年まで石綿関連製品が使われたことが確認されたにもかかわらず、韓国政府は労災申請1年余り経つが、イ・ジェビン労働者の労災を認めていない。雇用記録、作業記録などが残っておらず、業務との連関性が弱いというのが、その主な理由だ。韓国政府が石綿に関する労災認定において、このような態度を続けるのであれば、石綿の85%以上が使われた建設現場で労災認定を受けることができる建設労働者が、果たしてどれだけいるのか?これは石綿使用を勧奨しながら、もう一方では作業環境測定、健康診断、石綿管理手帳発給など、全ての分野において建設現場と建設労働者を放置して来た政府の二重三重の無責任さを完全に度外視する行いである。

私たちは、対外的にはILO国際石綿協約批准などを大々的に広報しながら、実際の石綿による肺がん発生建設労働者の労災認定に顔を背ける、韓国政府の二重性を強く糾弾するものである。イ・ジェビン労働者への労災認定の可否は、韓国政府が公布している石綿に関する総合対策樹立の実質的な意志を計れるバロメーターだ。韓国政府はイ・ジェビン建設労働者の労災を直ちに認め、最も深刻に石綿に曝露している建設労働者の石綿関連総合対策を樹立せよ。

2005年日本では、クボタショック以後大々的な石綿に関する市民社会団体の闘いが展開された。2007日韓石綿共同シンポジウム参加団体と構成員は、イ・ジェビン労働者の労災が認められないのであれば、国内、国際的な連帯闘争を展開することを厳肅に宣言するものである。

2007年5月19日

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部:800円 ●購読会費:1部年額10,000円
●申し込み:全国安全センターTel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881E-mail:
joshrc@jca.apc.org <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

5月の新聞記事から

5/2 労働災害なのに労災保険を使わず健康保険で治療するケースが多いことから、厚生労働省は労働者の治療情報を社会保険庁から提供してもらうことを決めた。

5/5 埼玉県元建設業の男性が05年にじん肺管理2に合併した続発性気管支炎で労災申請したところ、不支給、審査請求も却下となったが、後に合併症の判断基準のたんをもとにした判断ではなく、胸部レントゲンをもとに誤った判断をしていたことがわかり、労働基準監督署は今年4月労災を支給する通知を出した。

5/6 全国の児童相談所の約4割で、児童虐待への対応にともなうストレスなどで職員が精神的不調・不安を訴えていることが、日本子ども家庭総合研究所の調査で分かった。全国の児童相談所のうち137カ所から回答を得た。平成14年以降、ストレスなどが原因で配置転換や休職に至った職員がいると答えたのは、47カ所(43.5%)、なしは61カ所(56.5%)。児童福祉司1人当たりの担当案件数は平均107件。

5/7 旧鐘淵化学工業(現カネカ)の子会社に出向していた単身赴任の男性が自殺したのは過労によるうつ病が原因として、兵庫県の妻が福岡県八女労働基準監督署長を相手取り、遺族補償年金不支給処分の取り消しを求めた控訴審判決が福岡高裁であった。裁判長は平均的労働者と比べて「性格等に過剰な要因があったと認めることはできない」と指摘し、一審福岡地裁判決を支持、労基署側の控訴を棄却した。

山梨県笛吹市で昨年3月、県立山梨高校定時制教諭が、元教え子に刺殺された事件で、地方公務員災害補償基金山梨県支部が「公務外の災害」との決定を出していたことがわかった。妻は審査請求する。通知書などによると、〈1〉男の一方的な恨みによる犯行〈2〉男が卒業して事件まで約24年で教師と教え子という密接な関係は既に失われているなどと判断。

5/8 給食調理の業務で「変形性手指関節症」となったのに、公務外とされたことを不服として、三田市内の元給食調理員が、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に、処分取り消しを求めた訴訟の判決が神戸地裁であった。裁判長は「指関節への機械的ストレスが影響し、公務災害といえる」などとして、処分取り消しを命じた。

5/10 1940-60年代に茨城、福島県の炭鉱で働き、じん肺になった患者50人が国に約5億4890万円の損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、新たに患者2人の和解が水戸地裁で成立。国は責任を認め、患者1人当たり約450万円を支払う。

尾道市立栗原中の教諭が2002年9月、勤務時間中にくも膜下出血で倒れ死亡したのを公務外とした処分は違法として、妻が地方公務員災害補償基金広島県支部長の公務外認定処分を取り消すよう同基金に求める訴訟を広島地裁に起こした。

5/14 大阪府吹田市で2月、乗客ら27人が死傷したスキーバス事故で、大阪府警は業務上過失致死傷と道交法違反(過労運転)容疑で長野県の「あずみ野観光バス」の運転手を逮捕、道交法違反(過労運転の下命)容疑で社長、専務も逮捕した。

福井県の武生労働基準監督署は06年11月、金属ナトリウムををかき混ぜるタンクの弁が故障し、作業員2人が内容液を浴びやけどをした事故

で、川研フラインケミカルと、同社福井工場の工場長、製造部長を労働安全衛生法(危険物の取り扱い)違反容疑で、福井地検武生支部に書類送検。

スズキの社員の自殺は過労が原因として、両親が同社に損害賠償を求めた訴訟は東京高裁で和解が成立。同社は和解金6000万円を支払い、一層の従業員の労働環境改善に努める。

滋賀県湖南市の東陶機器滋賀工場で派遣社員がプレス機械に頭を挟まれ脳挫傷で死亡した。

5/16 東京都内の出版社2社で編集アルバイトをし、2004年10月に自殺した女性について、東京労働者災害補償保険審査官は新宿労基署の決定を取り消し、過労による自殺として労災認定した。両社での勤務時間を合算し、相当程度の長時間労働があったと指摘した。

5/17 愛知県長久手町の住宅で、父親が拳銃を持って妻を人質に立てこもり、駆け付けた愛知県長久手交番の巡査部長と、家族2人、県警機動隊・対テロ特殊部隊(SAT)の巡査部長を撃ち、SAT隊員が死亡。

デニーズ大井松田店のアルバイトで「職場のいじめなどでうつ病になった」として労災認定を受けた女性が、デニーズジャパンと元上司ら3人を相手取り、慰謝料などを求める訴えを横浜地裁小田原支部に起こしていた。

静岡県の磐田労働基準監督署が4月27日付で、住宅販売会社社員だった男性が05年7月に心停止で死亡したのは過労死だったと、労災を認定したことが分かった。

5/22 東広島市の福重ダムの工事現場で、高さ20Mに設置してあったベルトコンベヤーが外れ落ち、作業員の男性3人が転落、うち1人が死亡、2人が大けがをした。

宮内庁は栃木県高根沢町の御料牧場で5日、静養中の皇太子一家を乗せた馬車から男性職員が振り落とされ、左足を骨折していたことを明らかにした。

5/24 カリブ諸国に単身赴任中の1999年10月にうつ病で自殺した土木技術者について、妻が労災の遺族給付金を不支給とした八王子労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟で、東京地裁は請求を認めた。裁判長は「事務所は1人だけで、業務上の相談や十分な休憩や息抜きができる環境ではなく、頻繁に在留資格が切れたことも過大な心理的負担となった」と判断した。

5/28 愛媛県新居浜市の十全総合病院に勤務していた麻酔科医の女性が自殺したのは、うつ病発症後に病院が適切な処置を怠ったためとして、両親が病院側に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁の裁判長は業務と自殺との因果関係を認め、慰謝料など約7600万円の支払いを病院側に命じた。

大阪府警警備部は、自営業者を知人の運送会社従業員とする虚偽書類を作成し、労働者災害補償保険金などをだまし取ったとして、兵庫県の社会保険労務士と寝屋川市の「皇和同志会総本部」代表を詐欺容疑で逮捕したと発表。

5/31 ロシア・サンクトペテルブルク付近を飛行中だったアムステルダム発関西空港行きのKLMオランダ航空867便が乱気流に巻き込まれ、乗客7人と、オランダ人の乗員3人が打撲などで病院に運ばれた。

2007 年夏期一時金カンパへの ご協力をお願い

各位におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと深く敬意を表しますとともに、関西労働者安全センターへのひとかたならぬ日ごろのご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

2005 年 6 月末、クボタ旧神崎工場で多くの中皮腫による死亡者と、周辺住民のアスベスト被害が報道されたのをきっかけに、日本中にアスベストの有害性と中皮腫という病名を知らしめた、いわゆる「クボタ・ショック」より 2 年がたちました。昨年度のアスベスト疾患による労災認定件数は、1796 件と「クボタ・ショック」以前の 186 件から 10 倍近くに増加しました。また、「アスベスト新法」により労災の時効となっていた被災者が 882 件（昨年度）、ばく露原因のわからない被害者も 914 件（今年 5 月までの累計）が認定されています。報道により病気とアスベストの関連性に気づき、補償制度にアクセスできる人が増加したのは喜ばしいことですが、一方でアスベストの発がん性について、周知徹底せず、対策も取ってこなかった国の怠慢が多くの方の被害という形で証明されています。しかしながら、国はいまだ抜本的なアスベスト対策を取るにいたっておらず、これまでの多くの被害者についての実態調査も十分に行われていません。5 月に開かれた環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」では石綿の健康影響についての各調査の結果がとりまとめられましたが、尼崎市での疫学調査について、クボタ工場周辺の中皮腫による死亡率が最大で全国平均の 68 倍と有意な結果が得られ、「一般環境経路で住民の発症リスクが高まったことを否定できない」などの意見が出されたにもかかわらず、環境省は、「（対象となった死亡者数が少数であることなどから）一般経路による発症リスクを示すものとはいえない」と中間報告としてまとめました。このように、国は被害の解明や対策に力を入れているとは言えず、「石綿新法」の成立をもって早くもこの問題の幕引きを図っています。しかしながら、アスベスト被害者は将来さらに増えるのは確実で、被害者間の補償の格差問題、企業の責任追及、抜本的な石綿対策の実現など課題が山積みされています。

一方、労働者が長時間労働を強いられ、酷使される状況が続いており、過労が原因の事故が多発したり、過労からの脳・心臓疾患、精神疾患の労災認定件数も増加しつづけています。これらの疾患の労災認定基準は依然としてきびしく、実態にあった見直しが必要です。また、劣悪な労働環境によるじん肺、頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症などの職業性疾患の問題、非正規労働者層の増加による「労災隠し」の横行など、労働者の健康や権利が侵害される状況は続いています。被災者の救済、労災認定・労災上積み・損害賠償請求による使用者責任の追及に取り組み、また、参加型安全衛生活動、労働安全衛生マネジメントシステムの活用による職場環境の改善を図るため、関係労組、団体、専門家と一層の協力を進めてまいり所存です。

今後のこうした安全センター運動を進めていくため、誠に心苦しい限りではありますが趣旨をご理解いただき、今期カンパへのご協力を切にお願い申し上げます。

2007 年 7 月

関西労働者安全センター運営協議会

議 長 浦 功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座	00960-7-315742
大阪労働金庫	梅田支店 普通 1340284